

ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定について

1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度とは

・仕事と家庭の両立や男女がともに働きやすい職場の実現を目的として、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等を「中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、企業名とその取組事例を広く紹介し、これらの取組を奨励する制度である。

2 令和4年度までの取り組み

- 毎年5月に、チラシ及び区広報紙により制度の周知を実施
- 認定企業に対する主なメリット
 - ・ 認定企業のPR (区広報紙、情報誌「Bouquet」、区ホームページに認定企業として掲載)
 - ・ 中央区商工業融資における融資利率の優遇 (※別途審査あり)
 - ・ 区発注契約における総合評価入札の加点や優先指名などの優遇の適用

3 新たな取り組み

令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1) 認定ロゴマークの運用開始	(2) 区HP バナー広告掲載料一部免除	(3) チラシデザインの変更

※令和6年度から、東京商工会議所中央支部と連携し、会員企業に対して、団体を通じて周知を図った。

(1) 認定ロゴマークの運用開始

- ・ 推進認定企業が使用できるロゴマークの運用を開始した。
- ・ 現在、認定企業 34 社中 24 社が使用を届け出ている。
- ・ 主な使用用途は、自社HP、従業員の名刺、採用資料への掲載である。
- ・ 採用資料にロゴマークを掲載することで、企業イメージの向上や人材確保に繋がっているとの声が寄せられている。



(2) 区HP バナー広告掲載料一部免除

中央区公式ホームページのトップページ下部に表示されるバナー広告について、掲載料金の一部を免除するメリットを追加した。



(3) チラシデザインの変更

「WLB推進認定企業募集」「WLB推進アドバイザー派遣」の2種類のチラシについて、デザインを一新した。従来の2色刷からカラーで写真等を多く用いたデザインに変更し、事業のアピールを図った。



4 認定企業数の推移

申請数は増加傾向にあり、令和7年度は過去最多の9事業所が認定された。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
認定申請数	6	3	0	7	2	5	4	2	3	3	4	2	4	5	2	7	9
認定数	5	3	0	7	2	5	4	2	2	3	4	2	2	5	1	7	9
更新	—	—	5	3	4	9	5	13	7	12	7	14	9	13	11	15	11
認定企業数	5	8	8	15	16	20	23	24	24	24	25	27	25	29	29	34	42

	H21～R4 年度平均	R5 年度～R7 年度平均
認定申請数平均	3.6 件	6.0 件
認定数平均	3.3 件	5.7 件

5 企業における意識の変化と取組の広がり

- 近年、ワーク・ライフ・バランスに対する企業側の意識は大きく変化しており、人手不足や雇用の流動化が一層深刻化する中で、人材の確保・定着や労働生産性の向上に不可欠な要素であるとの認識が高まっている。認定申請の動機を尋ねた際には、「大手企業との採用競争において不利な状況にある中、人材確保を図るため」といった声も聞かれている。
- 実際に、アドバイザー派遣を活用し、2年越しで残業時間の削減や就業規則の整備などに段階的に取り組み、認定取得に至った事業者も見られる。
- また、育児休業を取得した従業員等の感想をまとめた「パパママ日記」を社内で共有し、育休を取得しやすい職場風土の醸成を図る取組や、業務完了を条件に終業 30 分前の退社を認める「ハッピータイム制度」を設け、効率的に業務を進めることに対するインセンティブを付与するなど、各企業において創意工夫を凝らした取組が進められている。